

## 令和7年度 安来市社会福祉法人指導監査実施計画

安来市社会福祉法人指導監査実施要綱第8条の規定に基づき、令和7年度の社会福祉法人に対する指導監査等の実施計画を次のとおり定める。

### 1. 実施方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、指導監査にあたっては、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているか、法人等の指導・監査等においては、利用者本位の福祉サービスの提供により円滑な事業運営が確保されているか、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ特に次の事項に留意して指導監査を実施する。

また、社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知）の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき法人本部監査を実施する。

- （1）関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- （2）入所者・利用者の権利及び人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全の確保
- （3）職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- （4）法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理
- （5）その他、法人運営上関連する特に注意すべき事項

### 2. 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要がある。改正後、各法人最低2回の実地監査を行ってきた。令和5年度から3巡目に入っており、より効果的な監査を実施するため、令和4年度まで法人が監査時に提出していた監査調書を法人の自主点検表と位置づけ点検の機会としていただくとともに、附属資料として、契約の状況の抽出等、実地で効率的に監査を実施するための補足資料（状況調査資料）を提出していただくこととしている。

また、従前からの一般監査において特に指摘事項の多かった項目を重点指導項目として設定する。

また、近年の大規模な自然災害、不審者等による事件の発生を受け、利用者の安全確保が重要視されており、これらへの対策及び具体的な取り組み状況について確認を行う。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設と定められた社会福祉施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に当たっては、安来市地域防災計画対象の全ての社会福祉施設等において作成されるよう指導を行い、また、各基準条例等で規定された感染症対策の強化及び災害等における最低限度のサービス提供の維持のための、具体的な事業継続計画（BCP）及び児童の安全確保のための計画の策定等を促す。

（１）組織運営関係

- ア 定款及び諸規程の整備と運用
- イ 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
- ウ 監事監査機能の強化

（２）管理・経理関係

- ア 適正な会計処理（適正な契約事務、法人外資金流出への厳正な対応）
- イ 適切な資産管理
- ウ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- エ 役員等報酬等の支給状況の確認

３．社会福祉法人の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期は別に定める。

４．指導・監査時の提出調書等

（１）指導・監査時に社会福祉法人が提出する調書等は、次のとおりとする。

| 種別   | 法人から提出していただく調書・資料等                       |
|------|------------------------------------------|
| 法人本部 | 社会福祉法人監査自主点検表（【法人本部編】、【会計管理編】）<br>状況調査資料 |

（２）調書等の内容は別に定める。

令和7年度 安来市社会福祉法人指導監査実施計画

| 種別     | 所管<br>法人数 | 対象<br>法人数 | 実施形態              | 実施時期               |
|--------|-----------|-----------|-------------------|--------------------|
| 社会福祉法人 | 10        | 3         | 実地監査<br>(原則3年に1度) | 令和7年9月～<br>令和7年12月 |